

「中学生の昼食の考え方（方針）」について

本市では、中学生の昼食については、従来から家庭からの弁当持参を基本としておりますが、弁当を持参しない生徒が約 2 割いるなどの状況があり、早急に解決しなければならない課題として取り組んでいます。平成 14 年 6 月に教育委員会事務局内に設置した「小・中学生の健やかな成長の促進のための昼食のあり方に関する研究会」において、中学生の昼食のあり方について、総合的に議論が行われ、平成 19 年 3 月 29 日に、別添のとおり報告がまとめられました。

この報告は、平成 12 年 1 月から実施している「中学生の昼食事業の試行」などの弁当を持参しない生徒対策の状況や、本年 2 月にとりまとめられた「『中学生の昼食の考え方』のまとめに向けての昼食事業等の中間集約について」、その後実施された給食実施校を含む市内抽出の中学校への調査、校長ヒヤリングの結果などを踏まえ、今後の本市の中学生の昼食の考え方を取りまとめたものであります。

また、本報告は「大阪市地对財特法期限後の事業等の調査・監理委員会のまとめ」を受け、昨年 11 月に公表した「地对財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について（方針）」に沿ったものでもあります。

この報告では、中学生の昼食に関する現状分析とともに、「学校教育と昼食、食育について」、「家庭弁当について」、「保護者負担の公平性について」、「弁当を持参していない生徒対策について」及び「中学校給食について」という 5 つの観点から検討を行い、現時点における中学生の昼食の考え方のまとめとして、基本的な方向性を示した内容となっております。

教育委員会は、本報告を受け、検討を加えた結果、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるという食育の推進の重要性、心身とも個人差が大きくなる時期である中学生の多様性（嗜好、食事量など）を踏まえるとともに、家庭からの弁当持参が学校や家庭において定着し中学生の心身の健全な育成に寄与しているといった教育的な意義を勘案し、一方、弁当を持参しない生徒にも配慮し、次のとおり、「中学生の昼食の考え方（方針）」を定めるものとします。

記

1. 基本的な方向性

- (1) 中学生の昼食については、家庭からの弁当持参を基本とする。
- (2) 家庭からの弁当を持参できない場合も安心して登校できるように、全ての生徒が利用可能な、衛生面・安全面等を念頭に置き、栄養価に配慮した昼食を提供するための対策を行う。

- (3) 一部の中学校で学校給食を実施している状況は、保護者負担の公平性の観点などから、将来にわたり継続することは適当ではない。ただし、これまでの経過や生徒への影響等を考慮して、例えば、現有の厨房施設を活用した民間による食堂経営などについて検討を進める。

2. 今後の進め方

『中学生の昼食の考え方』のまとめを踏まえ、今後は、平成19年度の秋頃を目途に、中学生の昼食に関する施策について、具体的な内容・進め方を検討・整理し、議会での議論等を踏まえたうえで、20年度からのモデル実施を行うなど、順次、実施していくための準備作業を進めることとする。

検討・整理課題

(1) 食育などの充実

子どもの食生活について、学校、家庭、地域が連携して次代を担う生徒の食に関する環境の充実とともに、個々の状況に応じた多面的な指導など食育の推進。

例：中学校における栄養教育などの推進体制の確立 など

(2) 家庭からの弁当持参への支援

中学生の昼食の基本である家庭からの弁当について、持参率の一層の向上・内容の充実・保護者の負担感の軽減などに資するための対策。

例：弁当レシピ集の配布などの情報提供
親子弁当教室の実施 など

(3) 弁当を持参しない生徒への対策

全ての生徒にとって、利用しやすく、衛生面・安全面・栄養面に配慮した昼食用弁当販売の支援。

例：衛生面・安全面・栄養面の水準確保など、内容の充実と行政の役割の検討
公募による業者の確保 など

(4) 給食実施校への対策

家庭からの弁当持参を基本とするとともに、これまでの経過や校内状況等にも配慮し、弁当を持参しない生徒への対策を検討。

例：既存施設を活用した民間による食堂経営などの効率的な昼食提供の確保
など